

(別添2)

飼育動物診療年報集計にあたっての留意事項

1 診療年報の目的

道内の飼育動物の診療実態を把握することにより、多発疾病に対する損耗防止対策、伝染性疾病の飼育動物及び人への感染防止対策に資する。

2 対象動物

報告の対象となる飼育動物は次のとおりとする。

- (1) 産業動物：牛（乳用、肉用）、馬（一般、軽種）、豚、鶏及びうずら、めん羊、山羊
- (2) 小動物：犬、猫、鳥類（鶏及びうずらを除く）、うさぎ

3 対象疾病

報告の対象となる疾病は、獣医療法施行細則第4条に基づく診療年報の病名記載区分（平成12年12月15日付け酪畜第1750号農政部長通知）に基づくものとし、監視伝染病は除く。

区分	産業動物	小動物
疾病	19病類651疾病	4病類19疾病

※畜産振興課ホームページ上の飼育動物診療年報「4 病類・病名記載区分表」を参照

4 報告様式

獣医療法施行細則別記第2号様式による。

なお、小動物は報告対象の疾病数が少ないので、様式1枚に収まるように工夫し、病類区分にコード番号は付さない。

5 飼育動物診療施設からの報告方法

- (1) 印刷物に限らず、電子媒体も可とすること。
- (2) 獣医療法施行細則第4条で「診療施設を開設した者は、当該診療施設で1年間に診療した飼育動物」について報告することと規定されているが、報告及び集計事務の軽減化を図るため、各農業共済組合からの報告については、開業獣医師が診療した共済加入分の診療報告についても併せて報告し、開業獣医師等からは共済非加入分のみの報告とすること。

6 その他

- (1) 例年、「豚の第四胃変位」など畜種若しくは疾病名を誤った報告があるので、十分に精査すること。
- (2) マクロによる集計は、報告様式が指定されたものと異なる場合や、コード表に無い番号がある場合はできないので、注意すること。